

金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）に対する意見等

ガイドライン一部改正（案）の該当箇所		意見・質問
基本的考え方		
- 1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方	<p>・このほか、<u>大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための対応も含め、外為法や国際連合安全保障理事会決議千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（国際テロリスト財産凍結法）をはじめとする国内外の法規制等も踏まえた態勢の構築が必要である。</u>【下線部を追記】</p>	<p>・テロ資金供与対策の一環として、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための態勢の構築が必要とされたことに関して、各金融機関において新たに必要となる対応があれば、具体的にお示しいただきたい。また、各金融機関における取組みの参考となる資料・情報等があれば可能な限り提供していただきたい。</p>
リスクベース・アプローチ		
- 2 リスクの特定・評価・低減 (1) リスクの特定	<p>・なお、検証に際しては、国によるリスク評価の結果を踏まえる必要があるほか、外国当局や業界団体等が行う分析等についても適切に勘案することで、<u>各業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方を十分に踏まえることが重要である。</u>【下線部を改正】</p>	<p>・地方銀行にとって、「各業態が共通で参照すべき分析」とは、銀行（あるいは預金取扱金融機関）全体を対象とした分析を、また、「各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析」とは、地銀業態を対象とした分析をそれぞれ意味するものと理解してよい。</p> <p>・「各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析」について、地銀業態を対象とした分析にとどまらず、営業地域や規模等の更に詳細な単位での分析まで踏まえる必要があるか。また、信用金庫や信用組合、保険会社や金融商品取引業者等の他業態の分析も踏まえる必要があるのか。</p>

ガイドライン一部改正（案）の該当箇所		意見・質問
<p>(3) リスクの低減</p> <p>() 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）</p>	<p>【対応が求められる事項】</p> <p><u>商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果を総合し、利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等により、全ての顧客についてリスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客のリスク評価に応じて判断すること【下線部を追記】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 顧客管理において「全ての顧客についてリスク評価を行う」必要があることは理解するが、各地方銀行の顧客層の広がりやリスク評価の手法・深度等によっては、相応の時間を要する取組みとなることを理解いただきたい。 また、リスク評価を行う際の「顧客類型」について、参考となる基準や事例等があれば、具体的にお示しいただきたい。
<p>() データ管理（データ・ガバナンス）</p>	<p>【対応が求められる事項】</p> <p><u>ITシステムに用いられる顧客情報、確認記録・取引記録等のデータについては、網羅性・正確性の観点で適切なデータが活用されているかを定期的に検証すること【下線部を追記】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 「網羅性・正確性の観点で適切なデータが活用されているかを定期的に検証すること」とあるが、各金融機関が必要と判断した顧客情報等のデータが漏れなく登録されていることや、登録されたデータがヒアリング内容や取得したエビデンスと一致していることを確認することが求められているとの理解でよいか。 その他、参考となる検証の手法や事例等があれば、具体的にお示しいただきたい。

以上